

## 事実を隠した虚偽の回答に抗議、是正迫る 新潟県生連が4回目の県社協交渉

新潟県生連は、緊急小口資金（特例）等貸付けの改善を求める4回目の県社協との交渉を行い、事務局次長、生活支援課長が対応しました。

上越市守る会の資料から、総合支援資金貸付で、申込時や貸付期間に「生活状況報告書」は取らない、としてきたこれまでの回答が虚偽だったことが明らかになりました。新潟県生連は、これに抗議し、是正を求めるとともに、限度額まで希望額を貸し付けることを強く求めました。



### 「緊急小口資金と同様に総合支援資金も郵送で受け付けます」

新潟県生連は、申請は郵送でおこなうように求めました。県社協は、総合支援資金申請は「郵送で構わない」とし、その場合「電話で状況や収入の変化をお聞きすることがある」と述べました。

### 「生活状況報告書の提出は必要ない」「文書様式を変更する」

通常総合支援資金貸付には、支援機関、職業安定所への相談面接回数、求人先への応募や面接回数、職業訓練中の場合は内容、期間、その他を事細かく記載する「生活状況報告書」の提出が必要です。コロナ特例貸付ではいりません。貸付申請の抑制になるとの指摘に、県社協は、「あくまでも内部文書であり、必須ではなく、今後は求めない」と繰り返し回答してきました。また、貸付を受けた場合は、「月に一回電話で状況報告を行ってもらう。社協窓口での面接は必要がない」と回答してきました。

ところが、「総合支援資金生活状況報告書」（様式21201）は、毎月20日までに「報告書」の提出を求め、別の「貸付決定通知書」でも「毎月20日までに市町村社協において相談面接（生活状況、就職活動の状況報告等）をお受けください。面接が確認できない場合、貸付を停止する」とまで記載していました。

新潟県生連は、これまでの虚偽回答に抗議。県社協は、事実を認め、様式を変更すると回答。貸付期間は月に一度電話で収入状況などを報告すればよいと述べました。

特例では貸付を制限する規定はなく、限度額を上限に申込額を貸し付けること求めました。県社協は「制限する規定はない、状況をお聞きして対応する」と回答しました。